

令和2年度
事業計画書

公益社団法人 高松市歯科医師会

令和2年度事業計画

○基本方針

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2025年までにいわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となり、超高齢社会を迎える。こうした中で、国民一人一人が、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最後を迎えられる環境を、整備していくことは喫緊の課題である。

我が国における医療介護の提供体制は、世界に冠たる国民皆保険を実現した医療保険制度及び創設から20年目を迎え社会に定着した介護保険制度の下で、着実に整備されてきた。

今後は、人口構造が変化していく中で、医療保険制度及び介護保険制度については、給付と負担のバランスを図りつつ、両制度の持続可能性を確保していくことが重要である。

このような状況を踏まえ、本会では、高松市が策定した「健康都市推進ビジョン」に基づいた、笑顔の輪が広がる「健康都市」の実現を目指し、積極的に協力・連携する中、健康寿命を延ばす諸事業を展開しているところである。

また、令和元年度からは、既存の事業とともに、新たに、地域病院からの要請に基づき、入院患者を対象とする歯科保健医療推進事業の検討に入ったほか、地域との連携をさらに強化し、地域包括ケアシステムの構築に向けた社会的役割を果たしたいと考えている。

また、この一連の健康推進施策においては、「歯と口腔の健康」の大切さが重要視されており、8020を達成するためのポイントとしても、定期的な歯科健康診査が掲げられている。

このため、引き続き、成人歯科保健事業や母子歯科保健事業並びに保育所及び学校歯科保健事業など、歯科医療領域の諸事業を、積極的に協力・実施するほか、新たに行政に対し、口腔機能に着目した健診導入への働きかけを通して、「健康都市」の実現に寄与してまいりたいと考えている。

また、南海トラフ巨大地震の発生が現実味を帯びてきている現在、香川県歯科医師会とも協力・連携を深める中、高松市との協定書に基づき、本会に求められている役割が全うできるよう、災害時緊急連絡網を活用した防災訓練や資機材調達など、平常時にできる準備を引き続き実施することとしている。

また、従来の「歯と口の健康週間行事」の開催や、啓発紙「もぐもぐだより」、「もぐもぐ施設だより」の発行を通じ、地域住民の健康志向の高まりに対応し、関係機関との緊密な連携のもと、一般の歯科医院では対応が難しい障がい者歯科診療事業や救急歯科診療事業のさらなる充実を図り、地域拠点歯科診療所として、さらに、公益社団法人としての責務を果たすことにしている。

○事業計画

(1)成人歯科保健事業

高松市が広く募集した市民や企業・事業所を対象に、各保健センターやコミュニティセンター等において、定期的を開催する歯科相談や口腔衛生指導、歯科健康診査等に歯科医師及び歯科衛生士を派遣し、各事業を通じて歯科疾患の予防と疾患の早期発見及び早期治療を促すことにより、市民の健康保持並びに増進に寄与する。

また、高松市及び直島町が指定する年齢の住民を対象に、成人歯科健康診査を行い、対象者の健康保持に寄与する。

①歯の健康相談

各保健センター・コミュニティセンターや事業所等で年間16回予定
歯科医師派遣 延べ16名

②歯の健康教育

各保健センターやコミュニティセンター等で年間30回予定
歯科衛生士派遣 延べ30名

③成人歯科健康診査

高松市：対象者 30、40、50、60、65、70歳の市民
受診期間 7月1日～2月28日(8か月間)
受診者 4,561人
受診率 16.6%(見込)

直島町：対象者 40、50、60、70歳の町民
受診期間 10月1日～11月30日(2か月間)
受診者 40人

④成人歯科保健活動

啓発ポスター・啓発チラシの作成、傷害保険加入など

(2)産業歯科健康診査事業

国民健康保険事業、中小企業勤労者福祉共済事業、高松市職員共済会、後期高齢者医療の各歯科ドックを行い、歯科疾患及び歯科に関連する生活習慣病の発生を予防するとともに、早期発見により重症化を防止し受診者の健康の保持増進に寄与する。

①国民健康保険事業歯科ドック 受診者25人

②中小企業勤労者福祉共済事業歯科ドック 受診者25人

③高松市職員共済会歯科ドック 受診者120人

④後期高齢者医療歯科ドック 受診者25人

⑤産業歯科健康診査活動 啓発チラシの作成

(3) 母子歯科保健事業

高松市が保健センターで定期的に行う1歳6か月児及び3歳児の健康診査をはじめ、幼児期の歯科の健康診査や発育状態の個別相談等を行い、幼児の健全な発育に寄与する。

また、妊婦を対象に歯科健康診査を随時実施し、妊婦の口腔保健の増進に寄与する。さらに、産後の歯科健康診査の実現に向け、引き続き市行政への働きかけを行う。

なお、2歳児を対象にした幼児歯科健康診査は、一定の研修を受講した歯科医師の院所において、妊婦歯科健康診査と同様に年間を通して行い、受診者の利便性の向上を図ることにしている。

① 1歳6か月児健康診査

保健センターで年間58回予定

歯科医師派遣 延べ116名

歯科衛生士派遣 延べ116名

② 3歳児健康診査

保健センターで年間62回予定

歯科医師派遣 延べ124名

歯科衛生士派遣 延べ124名

③ 幼児歯科健康診査

受診者 1,906人

④ 妊婦歯科健康診査

受診者 高松市1,243人、直島町10人

⑤ 母子歯科保健活動

啓発チラシの作成、傷害保険加入など

(4) 歯と口の健康週間行事

厚生労働省、文部科学省、日本歯科医師会が昭和33年から実施している週間に対応して、地域住民参加型の各種啓発行事を展開し、歯科疾患の予防と疾患の早期発見・早期治療を促すことにより、市民の健康増進に寄与する。

日 時：令和2年6月7日(日)予定

場 所：高松市歯科救急医療センター

内 容：オーラルフレイル相談コーナー、フッ素塗布、歯磨き指導、口腔がん検診、口腔内写真撮影、キッズ体験、唾液でわかるむし歯菌の検査、歯科相談、骨密度測定、口腔機能検査など

(5) 保育所歯科保健事業

市内の公私立保育所等を歯科衛生士が年2回定期的に巡回訪問し、就学前児童に対し歯磨きなどの口腔衛生指導を行い、幼児期における口腔衛生の重要性を啓発するとともに、嘱託歯科医師が歯科健康診査等に従事する際の事故に備え傷害保険に加入することにより、安心して職務に専念できるようにする。

①保育所等巡回口腔衛生指導

公私立保育所(幼稚園、こども園を含む。) 80か所予定

②保育所歯科健康診査

傷害保険加入

(6) 学校歯科保健事業

市内の小中高校の養護教諭、保健担当教諭を対象に、歯科医師及び歯科衛生士を講師とする研修会を開き、児童生徒の保健教育の向上に寄与するとともに、高松市学校保健会が行う「よい歯の児童生徒審査会」に協力し、同審査会を通じて児童生徒の歯の健康に関する理解を深めるほか、新規学校歯科医師等を対象に説明会を開催する。

また、学校歯科医が歯科健康診査等に従事する際の事故に備え、傷害保険に加入することにより、安心して職務に専念できるようにする。

①学校歯科保健担当者研修会

日 時：夏休み期間中

場 所：高松市歯科救急医療センター4階ホール

②よい歯の児童生徒審査会

日 時：令和2年7月上旬(予定)

場 所：未定

③新規学校歯科医等説明会

年1回

④学校歯科健康診査

傷害保険加入

(7) 学術講演会

歯科医師、歯科衛生士、市保健医療業務従事者等を対象に、著名な医療関係者を講師に迎え学術講演会を定期的で開催し、医療知識の習得及び技能の向上に努め、地域医療の充実・発展に寄与する。

学術講演会 3回開催予定

(8) 歯科医療情報提供事業

地域住民を対象とした歯科医療を理解するための情報を提供し、歯科医療に関する市民の理解を深めることに寄与する。

会員や市民への口腔ケアの啓発につながる事業を企画・検討

(9) 税務・経営研修会及びIT講習会

税制改正や確定申告、IT（情報技術）などに関する研修会を開催し、税知識の習得と納税の適正化に資するとともに、院所経営の安定化を図り、安心して地域医療に貢献できる体制づくりに寄与する。

税務及び経営研修会、IT研修会 各年1回開催予定

(10) 医療管理研修会

歯科医師及び歯科衛生士等を対象に研修会を開催し、医療上の安全を確保するうえにおいて必要とされる知識の習得を図り、医療事故の防止に努め地域住民の安心感の向上に寄与する。

医療管理研修会 年2回開催予定

(11) 専門的口腔ケア活動事業

高齢者介護施設や地区保健委員会等を対象に、口腔ケアに関する情報を掲載した啓発紙を配布するほか、高齢者介護施設等を訪問し、入居者や施設職員に口腔ケア等の指導を行うほか、高松市が進める高齢者の生きがづくり・居場所づくり事業に協力し、高齢者の健康保持に寄与する。

また、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域との連携をさらに強化する。

① 高齢者介護施設等訪問口腔ケア活動

高齢者介護施設10か所訪問

② 啓発紙「もぐもぐ施設だより」の発行

A3版2つ折りカラー印刷 10,000部

③ 専門的口腔ケア活動の推進

「もぐもぐ施設だより」の企画立案、地域の連携会議への参加、高齢者居場所づくり事業への協力など

(12) 在宅訪問歯科診療対策事業

平成24年度から5年間実施した歯科衛生士養成講座の修了者を対象としたスキルアップ講座を開設し、より一層の知識・技能の向上を図り、地域医療の充実に寄与する。また、社会的ニーズが高まっている地域包括ケアシステムに関する講演会を開催し、知識の習得を図り、同システムの構築に積極的に貢

献する。さらに、訪問歯科診療研究会が主体となって講演・研修会を開催するとともに、病院歯科会員との連携を強化し、在宅診療のさらなる充実を図る。

また、8020推進財団の助成を受け、地域病院からの要請に基づき、入院患者への口腔ケアなど「地域病院への歯科保健医療推進事業」を実施する。

- ①在宅訪問歯科衛生士スキルアップ講座
年3回開催予定 受講者50名(予定)
- ②地域包括ケアシステムに関する講演会
年1回開催予定
- ③訪問歯科診療研究会の企画・立案による講演・研修会の開催
- ④病院歯科会員連絡協議会の開催
- ⑤地域病院への歯科保健医療推進事業の実施

(13)医療保険制度周知事業

保険適用の適否等の相談会を定期的に行うとともに、関係機関と連携し、医療保険制度の適切な運営に寄与する。

診療報酬等の改定に関する説明会：適宜実施

相談会：年12回開催予定

保険研究会懇談会（改定年度）

関係機関協議会：必要の都度

(14)啓発紙の発行

歯科口腔衛生に関する啓発紙を発行し、市内の小中学校・幼稚園、保育所等を通じて、広く配布するとともに、各保健センターやコミュニティセンターの窓口にも備え置くほか、高松市や保健委員会が主催する研修会の資料としても活用することにより、広く市民の健康づくりに寄与する。

「もぐもぐだより」の発行 年2回

A3版2つ折りカラー印刷 1回当たり64,500部発行予定

(15)高歯会報の発行

会員を対象に、歯科医療情報や会務の状況等を記載した会報を定期的に行い、会務運営の円滑化に資する。

「高歯会報」の発行 年11回 毎回260部予定

(16)会員の福利厚生事業

春秋会及び親睦会を開催するとともに、部同好会に助成し、会員相互の親睦及び交流を促す。

(17) 災害救護活動対策事業

大規模災害発生時には、歯科医師にも社会的に救護活動等が求められることから、関係機関が行う検視訓練や研修会に参加するほか、各支部の災害担当者との連絡会を開催する。また、災害対応訓練の実施及び関係団体との連携を推進するほか、引き続き、災害時に必要とされる歯科衛生用品、資機材等の備蓄を行い、市民の安心感の向上に寄与する。

全国警察歯科医会主催の研修会等に参加、災害担当者会の開催・訓練実施、備蓄用資機材等の購入

(18) 障がい者歯科診療事業

一般の歯科医院では対応が難しい障がい児(者)を対象に、日本障害者歯科学会の認定医による専門的な歯科診療や口腔衛生指導を行い、障がい児(者)の健康保持に寄与する。

診療日：毎週月・木・土曜日(月曜日が休日となる場合は翌日の火曜日、12月29日から1月3日までは除く。)

診療時間：午前9時30分～午後4時30分

診療体制：月曜日—歯科医師1名、歯科衛生士2名

木・土曜日—歯科医師2名、歯科衛生士4名

患者数見込：年間延べ2,100人

(19) 救急歯科診療事業

夜間及び休日において、市民はもとより周辺市町の住民や滞在者を含めた救急患者に、年間を通じて対応することにより、地域医療の充実に寄与する。

① 夜間救急歯科診療

診療日：毎週月曜日～土曜日(休日及び12月30日から1月3日までは除く。)

診療時間：午後7時30分～午後10時

診療体制：歯科医師1～2名、歯科衛生士2～4名

患者数見込：延べ1,100人

② 休日救急歯科診療

診療日：日曜日、国民の祝日、振替休日、お盆期間(8月13日～15日)、12月30日～1月3日

診療時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時

(12月30日～1月3日は午前9時～正午)

診療体制：歯科医師1～3名、歯科衛生士2～6名

患者数見込：延べ1,500人